

定 款

株式会社 北の達人コーポレーション

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社北の達人コーポレーションと称し、英文では Kitanotatsujin Corporation と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット・テレビ等を利用した通信販売事業
2. インターネット上でのショッピングモールの開設
3. インターネットによる情報提供サービス業
4. 加工食品、生鮮食品、健康食品、健康補助食品、栄養機能食品、特定保健用食品、健康器具、家庭用電化製品、化粧品、美容用品、ペット用品、介護用品、酒類、衣料品、雑貨等の企画、製造、販売、輸出入及び輸出入代行
5. 超短波ラジオによる基幹放送及び広告放送
6. 放送番組の制作、販売及び放送時間の販売
7. 出版、録音、録画、音盤の企画、制作及びその製品の販売
8. 映画、音楽、美術、スポーツ等の事業の企画、制作、興行、プロモーション及び請負並びにアーティスト、タレント等のマネジメント及びプロモート
9. 映像、音声、文字等による各種ソフトの企画、制作、複製及び販売並びにこれらのソフトの放送・通信等情報サービスの提供
10. 放送・通信を利用した通信販売及び斡旋並びに商品販売の企画及び開発
11. 固定及び移動通信サービスの提供
12. 有線テレビジョン放送業務
13. 著作権、著作隣接権及び工業所有権の取得、譲渡並びに使用許諾
14. 著作物、商標等の使用権の販売及びこれらを複製使用した関連商品の販売
15. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
16. レストラン、飲食店、ライブハウス、宿泊施設、スポーツ施設、遊戯施設の経営及び運営管理
17. 音楽プロダクション業務
18. 人材派遣業務
19. 広告宣伝業及び広告代理店業
20. 上記各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を札幌市に置く。

第4条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告による方法とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、480,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する手続及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第12条（株主名簿管理人）

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取り扱わない。

第3章 株主総会

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

第14条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条（決議要件）

- 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算

書類に掲載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

第20条（員数）

- 1 当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名以内を置く。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第21条（選任方法）

- 1 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第22条（任期）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の残任期間とする。
- 4 退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

第23条（代表取締役及び役付取締役）

- 1 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
- 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（取締役会）

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することが

できる。

- 4 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。
- 5 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第25条（監査等委員会）

- 1 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
- 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第26条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 会計監査人

第29条（選任の方法）

会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において、別段の決議がされなかつたときは、定時株主総会において再任されたものとみなす。

第31条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第6章 計 算

第32条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

第33条（剰余金の配当の基準日）

- 1 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- 3 前 2 項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

第34条（配当財産の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。